

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>(1) 岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。</p> <p>(2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を<u>持つ</u>と認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。</p> <p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、<u>政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。供給者が、協定の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</u></p> <p>(2) <u>供給者が協定の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 参加者</p> <p>(1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を<u>持つすべての供給者は、苦情処理手続に参加する</u></p>	<p>1 岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>(1) 岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、<u>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「契約」という。）に係る苦情を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付され、及び保存されるものを含む。5(1)後段、(8)ク及び(10)イ後段を除き、以下同じ。)</u>で受理し、調達機関（<u>契約により調達を行う県の機関をいう。以下同じ。</u>）による当該苦情に係る調達の事実関係について調査し、調達機関に対する提案を行う。</p> <p>(2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を<u>有する</u>と認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。</p> <p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、<u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下(1)において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反する調達が行われたと認めるときは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。この場合において、あらかじめ当該調達機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</u></p> <p>(2) <u>(1)後段の規定に基づき供給者から協議の申出を受けた調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 参加者</p> <p>(1) <u>2(1)前段の規定に基づく苦情の申立て（以下「苦情の申立て」という。）があった場合、当該苦情に係る調達</u></p>

ことができる。

(2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

(3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、5(5)に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない、当該供給者であって通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は、この処理手続の適用を受ける。

(4) (3)の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

#### 5 苦情の検討の手続

(1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、原則として、申立て後7作業日以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

ア 遅れて申立てが行われた場合

イ 協定と無関係な場合

ウ 軽微な、又は無意味な場合

エ 供給者からの申立てでない場合

オ [略]

(3) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、理由を付して却下すべき旨を委員会に対し書面により申し出ることができる。

に利害関係を有する全ての供給者は、この処理手続による苦情処理（以下「苦情処理手続」という。）に参加することができる。

(2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った調達機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

(3) (1)の規定に基づき参加を希望する供給者は、5(6)の公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。

(4) (3)の規定による通知は、いつでも取り下げることができる。

#### 5 苦情の検討の手続

(1) 苦情の申立ては、協定等の規定に違反する調達が行われたと認められる事実を知り、又は知り得た日から10日以内に、書面により行うものとする。委員会は、当該苦情の申立てのあった後直ちに、その写し（苦情の申立てが電磁的記録により送付され、及び保存されるものによる場合については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。（10）アにおいて同じ。）を関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情の申立てに係る書面（添付された書類を含む。）に不備があると認めるときは、当該苦情の申立てを行った者（以下「苦情申立人」という。）に対し補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、職権で補正することができる。

(3) 委員会は、原則として、苦情の申立てがあった後10作業日以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、文書により理由を付して却下することができる。

ア 苦情の申立てが(1)の規定に違反して行われた場合

イ 苦情が協定等の規定と無関係な場合

ウ 苦情に係る関係調達機関の協定等の規定への違反が軽微な場合

エ 供給者からの苦情の申立てでない場合

オ [略]

(4) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が(3)に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、理由を付して却下すべき旨を委員会に対し文書により申し出ることができる。

(4) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。

(5) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

(6) 契約締結又は契約執行の停止

ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階で苦情申立てを受理した場合には、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を速やかに文書で行う。

イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てを受理した場合には、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。

エ 関係調達機関は委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、当該関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知する場合は、この限りでない。

オ エただし書の場合において、委員会は直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

(7) 検討

ア [略]

(5) 委員会は、苦情の申立てが(1)の規定に違反して行われた場合であっても、正当な理由があると認めるときは当該苦情の申立てを受理することができる。

(6) 委員会は、苦情の申立てを受理した場合には、苦情申立人及び関係調達機関に対しその旨を直ちに通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

(7) 契約の締結又は契約に係る業務の執行の停止

ア 委員会は、苦情の申立てを受理した場合において、当該苦情に係る契約が締結されていないときは、関係調達機関に対し苦情の申立てがあった後12作業日以内に、苦情処理手続に係る期間内は当該契約を締結しないよう文書で要請する。

イ 委員会は、契約の締結後10日以内に行われた当該契約に係る苦情の申立てを受理した場合には、関係調達機関に対し苦情処理手続に係る期間内は当該契約に係る業務の執行を停止するよう速やかに文書で要請する。

ウ ア又はイの規定にかかわらず、委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあると認めるときは、ア又はイの規定による要請をしないことができる。この場合において、委員会は、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に通知する。

エ 関係調達機関は、委員会からア又はイの規定による要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

オ エの場合において、関係調達機関は、緊急かつやむを得ない状況にあるため委員会の要請に従うことができないときは、その旨を理由とともに直ちに委員会に通知しなければならない。この場合において、委員会は、当該通知のあった後直ちに当該通知の写しを苦情申立人に送付する。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該通知に記載された理由について検討を行い、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に通知しなければならない。

(8) 検討

ア [略]

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、アに規定する説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、アに規定する説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に当該説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

カ～サ [略]

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当でないと判断する場合は、この限りでない。

ス 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自らの行う意見又は報告の陳述を公開するよう求めることができる。

ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見をもつ技術者等より意見を聴くことができる。この

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、アの説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、関係調達機関がアの説明、主張、文書の提出等を拒んだ場合であって、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するか否かの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に当該説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明若しくは主張を記録し、又は提出された文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、この処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者（4(3)の規定により通知を行った者をいう。以下同じ。）及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

カ～サ [略]

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴を適当でないと判断した場合は、この限りでない。

ス 委員会は、必要に応じ、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自らの行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述の公開又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を有する者の営業上の秘密の保護に配慮されたものでなければならない。

ソ 委員会は、必要に応じ、又は苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、苦情に係る調達に関し識見を有する技術者等から意見を聴くことができる。この場合

場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

(8) (1)による苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。

#### (9) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

(ア) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

(イ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文

(ウ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

イ 委員会は、アに定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は、供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他供給者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

#### 6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達

において、当該技術者等は、当該調達に関して利害関係を有する者であってはならない。

(9) 苦情の申立ては、いつでも取り下げることができる。

#### (10) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の申立てに係る書面の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し、次の事項を含む当該苦情に係る調達に関する報告書を、当該調達に係る仕様書、入札書類その他の文書の写しを添えて提出しなければならない。

(ア) 関連する事実（当該苦情の申立てがあった後に判明した事実を含む。）、関係調達機関が行った調達手続及び2(1)の規定に基づく協議への対応の内容並びに苦情の解決についての提案

(イ) 苦情の申立てに係る事項の全てに対する説明

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、苦情を解決する上で必要となり得る事項

イ 委員会は、アの報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に書面により意見を提出する機会を与える。委員会は、当該意見を受領した後直ちにその写し（意見の提出が電磁的記録により送付され、及び保存されるものによる場合については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。7(3)アにおいて同じ。）を関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は、本人の同意があった場合を除き、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他調達に利害関係を有する者の営業上の秘密であって、この処理手続において委員会に提出された書面又は意見若しくは報告の陳述の内容を記録した文書等に記載されたもの（電磁的記録によるものを含む。）を第三者に開示しない。

#### 6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情の申立てについては、50日以内）に、次の事項及びその根拠が記載された報告書を作成する。

の手続が協定の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たに調達手続を行う。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行う。

ウ 調達を再審査する。

エ 他の供給者を契約締結者とする。

オ 契約を破棄する。

(3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、調達の緊急性及び調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) [略]

(5) 関係調達機関は、原則として、当該関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(6) 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

(7) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めため、当該当局に通報する。

## 7 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する

ア 調達における協定等の規定への違反の有無

イ 苦情の全部又は一部の認否

(2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認めるときは、次のいずれかを含む是正策を提案するため、(1)の報告書（以下この項において「報告書」という。）とともに提案書を作成する。

ア 新たに調達を行うこと。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行うこと。

ウ 調達手続において供給者から提出された文書等について再審査を行うこと。

エ 他の供給者を相手方とする契約を締結すること。

オ 契約を破棄すること。

(3) 委員会は、報告書及び(2)の提案書（以下この項において「提案書」という。）を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、供給者に与えた不利益の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案書に記載された是正策が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は、少数意見を報告書に付記するものとする。

(5) [略]

(6) 関係調達機関は、原則として、委員会の提案に従うものとし、提案に従わない場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情の申立てについては、60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(7) 委員会は、報告書及び提案書に関する苦情申立人、関係調達機関及び参加者以外の者からの照会に応じる。

(8) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法令に違反する事実を発見した場合には、適当な機関による措置を求めため、当該機関に通報する。

## 7 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から書面で苦情の迅速処理の要請があった場合には、この項に定める手続（以下「迅速処理の手続」という。）により苦情処理を

。

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受理した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対しその旨を通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、5(9)に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受理した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては、25日以内）に、検討の結果報告書及び提案書を文書で作成する。

#### 8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況をとりまとめ、その概要を定期的に公表する。

#### 9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあつては、5年間）、当該調達に係る文書を保管しなければならない。

#### 10 適用

(1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額によるものとする。

(2) 本処理手続は、平成8年1月1日以降に申し立てられた苦情について適用する。

行うことができる。

(2) 迅速処理の手続を行うときは、委員会は、(1)の迅速処理の要請に係る書面を受理した後直ちに、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対しその旨及びその理由を通知する。

(3) 迅速処理の手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から(2)の規定による通知を受領した後6作業日以内に、5(10)アの報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に書面により意見を提出する機会を与える。委員会は、当該意見を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情の申立てについては、25日以内）に、検討の結果に係る報告書及び提案書を作成する。

#### 8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、この処理手続に係る苦情の受付及び処理の状況をとりまとめ、その概要を定期的に公表する。

#### 9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情処理手続に資するため、契約による調達を行った場合には、当該契約の締結の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合については、5年間）、当該調達に係る文書（電磁的記録によるものであつて、当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのものを含む。）を保存しなければならない。

#### 10 適用

(1) 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ、総務大臣の定める額によるものとする。

(2) この処理手続は、平成26年4月16日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日以前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、な

お従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。